

新旧対照表

○租税特別措置法施行令に基づく特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定に関する規則

新	旧
<p>第1条 (略) (特定民間再開発事業認定の申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 特定民間再開発事業に係る中高層の耐火建築物についての建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認済証の写し又は同法第18条第3項若しくは第4項の規定による確認済証の写し</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (特定民間再開発事業認定の申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 特定民間再開発事業に係る中高層の耐火建築物についての建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の写し又は同法第18条第3項の規定による確認済証の写し</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>第3条 (略)</p>